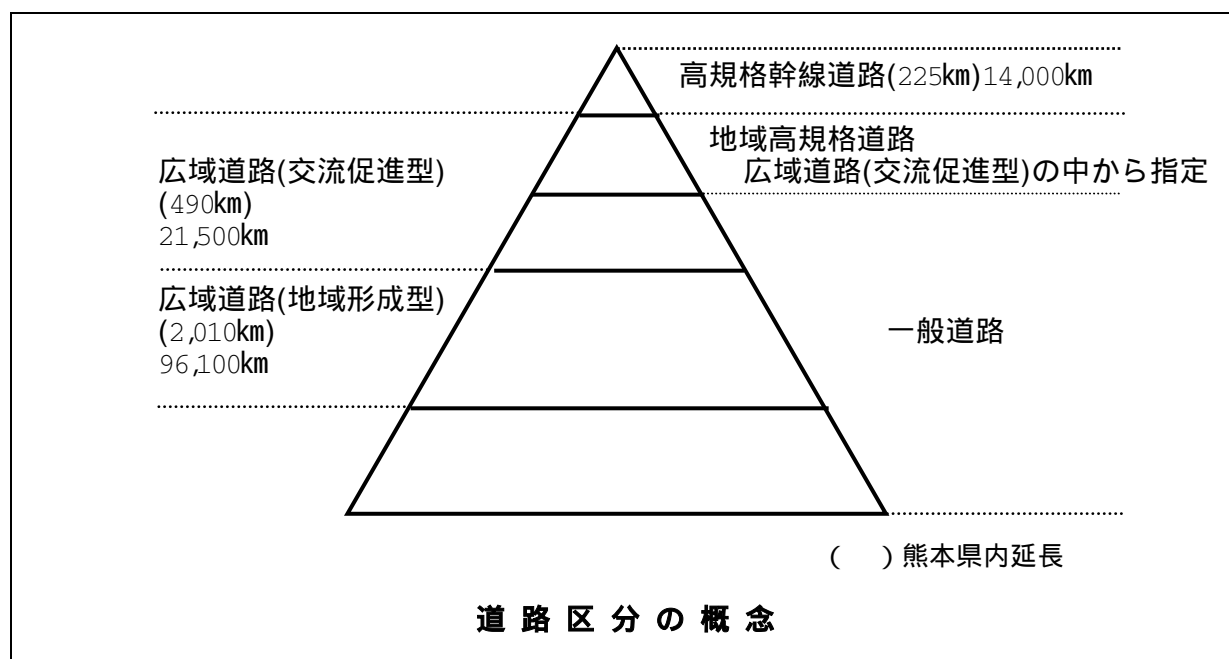


1 3 熊本県における道路計画の現状

道路の整備計画を策定するに当たっては、ネットワークとして構成されている現状の道路網の考え方が基本になる。ここではこれを整理する。



《高規格幹線道路》

- ・ 高規格幹線道路は、自動車の高速交通（80～100km/h）の確保を図る全国的に自動車交通網を構成する自動車専用道路である。（全国：14,000km / 熊本県：225km）
- ・ 国土開発幹線自動車道建設促進法に基づき日本道路公団により整備される国土開発幹線自動車道（全国：11,520km / 熊本県：175km = 九州縦貫自動車道、九州横断自動車道延岡線）と第四次全国総合開発計画に位置づけられ、国土交通省により整備される一般国道自動車専用道路（全国：2,300km / 熊本県：50km = 南九州西回り自動車道）及び、本州四国連絡橋公団により整備される本州四国連絡橋（180km）がある。

《地域高規格道路》

- ・ 地域高規格道路は、高規格幹線道路と一般道路のサービス水準に大きな格差がある現状を勘案し、サービス速度60～80km/hで自動車専用道路もしくはそれに準じた機能を持つ道路として位置づけ、高規格幹線道路と一体となって地域の連携による集積圏の形成、集積圏相互の交流の促進、交流拠点等の連絡強化等に資する道路である。
- ・ 広域道路整備基本計画に位置づけられた広域道路のうち交流促進型の中から道路の機能を考慮し、路線の指定がされる。
- ・ 路線全体の整備計画を検討し事業化を図る計画路線（全国：186路線 / 熊本県：3路線 = 中九州横断道路、熊本環状道路、熊本天草幹線道路）と整備を進めることの妥当性、緊急性等について検討する候補路線（全国：110路線 / 熊本県：2路線 = 島原天草長島連絡道路、有明海沿岸道路 期）とがある。

【熊本県広域道路整備基本計画（H10.6策定）】

- ・ この計画は、「広域道路整備基本計画方針」と「広域道路網のマスタープラン」で構成されている。
- ・ 広域道路は、国土全体、地域全体といった広域レベルの社会交流を支え、地域の連携を促すネットワークとして、高規格幹線道路を補完し、これと一体的に機能する幹線道路網で、地域構造の強化、地域活性化策の支援を行うものであり、交流促進型と地域形成型とがある。

交流促進型：沿道からのアクセスを制限し、本線のトラフィック機能（ ）確保のため
構造上の強化を図る道路

地域形成型：沿道からのアクセスに考慮した沿道開発を重視した道路

- ・ 熊本県広域道路協議会（学識者、有識者、道路利用者）の意見を踏まえ、熊本県幹線道路協議会（道路管理者）での調整を経て策定した。
- ・ 広域道路選定の考え方
 - 県境を越えた広域的な交通を分担する道路
 - 県内の90分構想や主要地域間の連携強化など各地域整備構想の実現を支援する道路
 - 高速道路のインターチェンジや空港、港湾、鉄道駅等の広域交通拠点とアクセスする道路
 - その他重要な地域振興プロジェクト等を支援する一般国道及び主要な県道等の道路

《一般の道路網》

- ・ 上記以外の、道路法に基づく道路には一般国道、県道（主要地方道、一般県道）、市町村道がある。

一般国道（道路法第5条）

一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、法律の基準に該当する道路について政令で路線を指定したものを。

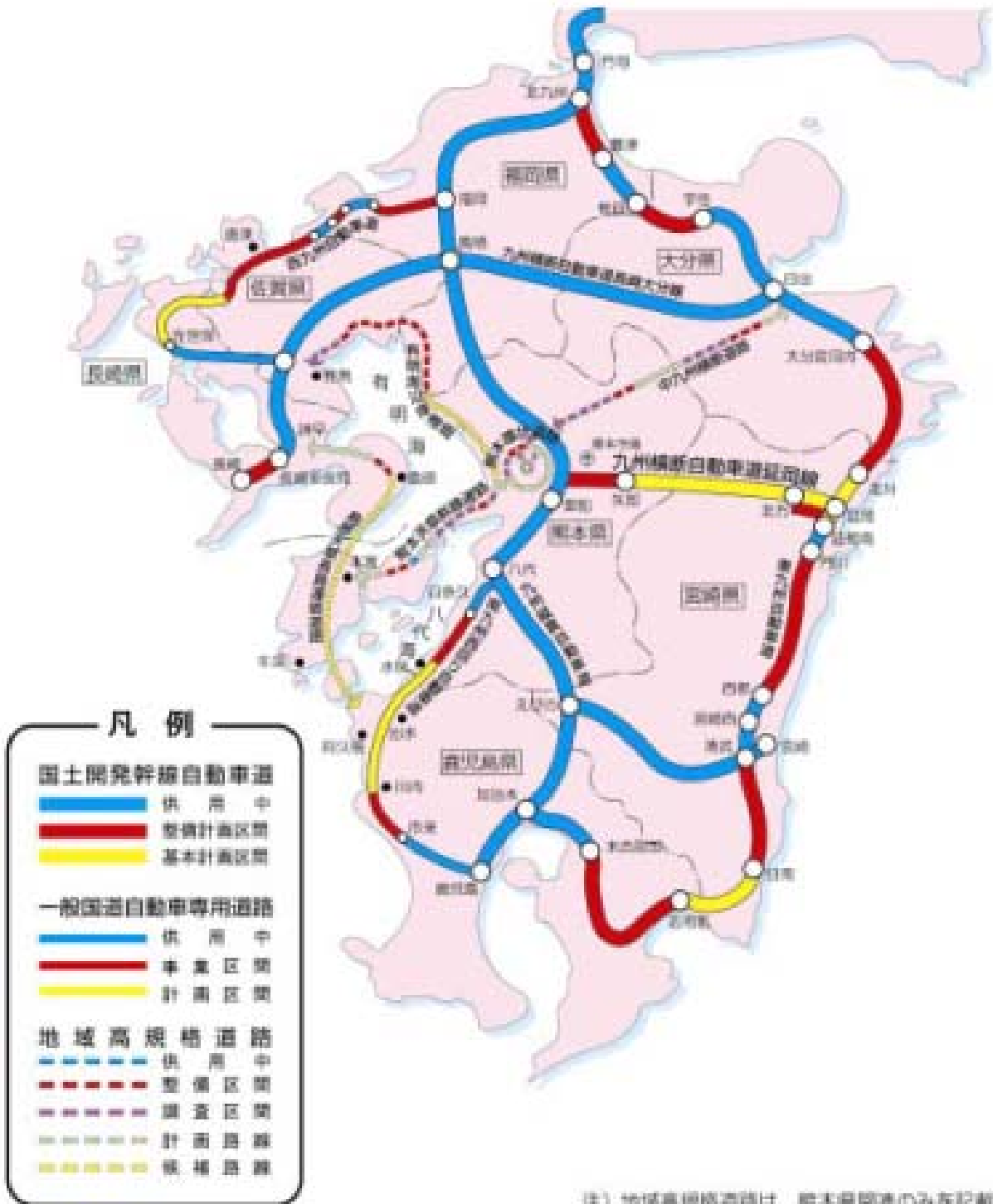
都道府県道（道路法第7条）

都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、法律の基準に該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域に存する部分について路線を認定したものを。

市町村道（道路法第8条）

市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長が当該市町村議会の議決を経て路線を認定したものを。

九州の高規格幹線道路等概要図



注) 地域高規格道路は、熊本県関連のみを記載

熊本県広域道路網マスタープラン (熊本県広域道路整備基本計画)

